

議案第26号

第5期加西市障害福祉計画の策定について

第5期加西市障害福祉計画を別紙のとおり策定することについて、加西市議会基本条例(平成22年加西市条例第14号)第11条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月28日提出

加西市長 西村 和平

(審議資料)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第 88 条の規定に基づき、平成 30 年度から平成 32 年度の 3 年間を計画期間とする第 5 期加西市障害福祉計画を策定するにあたり、加西市議会基本条例第 11 条の規定により、議会の議決を求めるもの。(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料

平成30年 3月定例会

議案等の件名	議案第26号	政策等の区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 ・ 事業 ・ 条例 その他()
	第5期加西市障害福祉計画の策定について		

①【政策等を必要とする理由】

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定により各自治体での策定が義務づけられており、自治体の障がい者施策の基本方針である障害者基本計画に基づき、障害福祉サービス等の必要量を見込み、事業の提供体制の確保等に関して内容を定めるものです。
 加西市では、平成27年度～29年度をその期間とする第4期障害福祉計画を策定して、サービス等の充実を図ってきました。
 今回、第4期計画の終了に伴い、第4期計画の実施状況や、国の基本指針及び県の方針などを踏まえて、次期3か年の実施計画である第5期加西市障害福祉計画を策定するものです。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

全国の自治体において、障害者総合支援法の規定に基づき策定されています。

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	政策6	身近な幸せを実感できる安全と安心の暮らしづくり
基本計画	施策19	地域で支え合う安心の暮らし

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	加西市障害者基本計画
策定年度	平成26年度
計画期間	平成27年度～平成32年度

⑤【関連する法令及び条例、規則】

- ・障害者基本法
- ・障害者総合支援法
- ・議会基本条例

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
2,792,529	2,094,396			698,133

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

目標とするサービス量が全て達成できた場合には、給付費ベースで3か年で約14,200万円の増加が見込まれます。

財源内訳・・国(自立支援給付費負担金)1/2、県1/4、市1/4

⑧【市民参加の状況】

有 ・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

計画策定委員会委員12名のうち、障がい者団体代表3名、一般公募2名の計5名の市民の方々が参加されました。

また、平成29年12月20日～平成30年1月15日の間でパブリックコメントを聴取。2件の意見を頂きました。

⑨【政策の効果予測】

各種サービスの見込計画を策定することによって、サービスの提供体制が計画的に進められることになり、もって、障がい者(児)が、地域において自立した日常生活又は社会的生活を送ることができる。

担当部局	担当課	添付資料の有無
健康福祉部	地域福祉課	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無